

# 《福祉企画課》

## 1 社会福祉一般について

高齢者、障害者等、すべての人が住み慣れた地域で心豊かに生き生きとした生活ができる地域社会を築くため、広く地域住民の参加を求め、地域の福祉推進のため諸事業を展開する。

### (1) 民生委員・(主任)児童委員

【根拠法令：民生委員法】

① 民生委員・(主任)児童委員の定数 (人)

区 分	倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	東伯郡計
民生委員 児童委員	136	33	44	62	42	181
主任児童委員	26	2	3	3	3	11

② 中部民生児童委員協議会と連携し、委員のための研修会を実施するとともに県主管課及び各町民生児童委員協議会、県民生児童委員協議会との連絡調整等を行うことにより、民生児童委員活動の推進を図る。

ア 研修会

(1) 全員研修会

管内の民生委員・児童委員の資質向上を図るため、全員を対象として年1回開催する。

(2) 会長・副会長・主任児童委員情報交換会

相互理解と連携、協働に基づく地域の児童福祉への組織的取組みを推進することを目的として、管内の各民児協会長と主任児童委員との情報交換会を開催する。

イ 町民児協の活動状況の把握

管内の各町民児協の活動状況及び活動に当たっての問題の把握に努める。また、平成21年度指定民生委員児童委員協議会に指定された町民生児童委員協議会の活動について必要な協力を行う。

### (2) 社会福祉法人(設立認可等)

【根拠法令：社会福祉法】

社会福祉法人の設立について、本庁所管課と連絡を取りながら事前協議及び調整を行う。

また、社会福祉法人のうち市町社会福祉協議会について、毎年度、事業実施及び決算状況の報告(現況報告書)を受け経営状況の把握に努めるとともに、定款変更等の相談・指導を行う。

### (3) 日本赤十字社活動

【根拠法令：日本赤十字社法】

日本赤十字社鳥取県支部中部地区の事務局として、分区事務担当者会議の開催及び罹災者<sup>りさい</sup>に対する見舞品の贈呈を行う。

ア 分区事務担当者会議

年1回開催し、次年度の社資の決定等を行う。

イ 小災害罹災者に対する見舞品の贈呈

災害救助法の適用基準に達しない災害が発生した場合、小災害罹災者に対して見舞い品を贈呈し激励する。

平成20年度贈呈世帯数：4世帯

#### (4) 社会福祉施設等の指導監査

社会福祉サービスの利用者の利益を保護し、社会福祉事業の適正な事業運営及び施設運営を図るため、施設の設備規模、福祉サービスの提供方法、利用者等からの苦情への対応、その他施設運営を行うに当たって必要とされる最低の基準を確保することを目的とし、県本庁及び局内関係各係（共管業務）と連携して社会福祉施設等の指導監査を行う。

##### ア 市町社会福祉協議会（法人監査）【根拠法令：社会福祉法】

〔実地監査実施割合〕法令遵守状況等により3つの区分（4年に1回、2年に1回、毎年）に分けて実施。

〔管内の対象社協数〕5

##### イ 児童福祉施設行政指導監査【根拠法令：児童福祉法】

〔実地監査実施割合〕

〔管内の対象施設数〕

管内の各私立保育所（園）：2年に1回

保育所（園）市部：13 郡部：6

（公設民営を含む。）

管内の各公立保育所（園）：3年に1回

保育所（園）市部：11 郡部：25

東伯郡内の児童館：2年に1回

児童館郡部：6

児童福祉実施機関（市町）：1年に1回

児童福祉実施機関：5

（実地監査を行わないときは書面監査を行う。）

##### ウ 知的障害児施設等指導監査【根拠法令：児童福祉法】

〔実地監査実施割合〕2年に1回（実地監査を行わないときは書面監査を行う。）

〔管内の対象施設数〕2

##### エ 精神障害者社会復帰施設指導監査【根拠法令：障害者自立支援法附則第46条による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律】

〔実地監査実施割合〕2年に1回（実地監査を行わないときは書面監査を行う。）

〔管内の対象施設数〕2

##### オ 障害者福祉施設指導監査【根拠法令：社会福祉法】

〔実地監査実施割合〕2年に1回（実地監査を行わないときは書面監査を行う。）

〔管内の対象施設数〕1

##### カ 指定障害福祉サービス事業者実地指導【根拠法令：障害者自立支援法】

〔実地指導実施割合〕3年に1回

〔集団指導実施割合〕2年に1回

〔管内の対象事業者数〕指定障害福祉サービス事業者：53

旧法支援施設：11（身体4、知的7）

#### <平成21年度重点事項>

平成20年度は、指導対象施設数140箇所に対して87箇所の実地指導又は書面監査、11箇所の集団指導を実施した。

保育所については、2年又は3年に1回実地監査を実施できている。

指定障害福祉サービス事業者についても、この3年間ですべての事業者に対して実地監査を実施した。

平成21年度は、保育所保育指針の改訂、障害者自立支援法の改正、消防法の改正点を中心に、適正な事業運営、利用者処遇の具体的な対応方法、防火管理の方法等について重点的に指導する。

指導に当たっては、本庁と局内関係者が指導監査情報を共有し、一体的・効率的な指導を行う。

## (5) 介護保険について

### 【根拠法令：介護保険法】

#### ① 市町への支援

区 分	支援内容及び方法等	時期
保険者である市町への助言、支援の実施	介護保険制度の円滑な運営を図るため、市町に対し必要な助言・支援を行う。	随時
市町介護保険事業計画に係る推進組織への参画	市町からの求めに応じ、介護保険事業計画の推進委員会等へ参画し、計画策定及び推進に関する支援を行う。	随時
地域包括支援センター支援	健康支援課健康づくり支援係と連携し、中部圏地域包括支援センター連絡会事務局として、必要に応じ連絡会を開催する。 市町からの求めに応じ、地域包括支援センター運営協議会へ参画し、運営に関する支援を行う。	随時

#### ② 介護サービス事業者の指定及び監査の実施等

##### ア 概 要

介護サービスを提供しようとする事業者の指定、6年ごとの指定更新事業者の決定及び変更届の受理等の事務処理を行うとともに、事業者に対して必要な助言・指導を行う。

また、介護サービス事業者の適正な運営及び高齢者の尊厳ある生活支援の実現に向けた介護サービスの質の確保・向上を図るとともに、適正な介護給付を確保するため、保険者である市町と連携して介護サービス事業者への指導・監査を実施する。

##### 平成20年度実績

営利法人 : 36箇所 / 135箇所 (監査)  
営利法人 : 6箇所 / 135箇所 (実地指導)  
非営利法人 : 26箇所 / 204箇所 (実地指導)  
合計 : 68箇所 / 339箇所

#### <平成21年度重点事項>

##### ○介護給付費適正化計画における監査の実施

国の方針に基づき、平成20年度から24年度までの5年間で、すべての営利法人について監査を実施する。非営利法人については、指定のサイクルである6年間（平成20年度から25年度まで）で、みなしの事業所を除くすべての事業所に対し実地指導を実施する。

##### 実施予定事業所数

営利法人 : 39箇所 / 135箇所 (監査)  
非営利法人 : 27箇所 / 204箇所 (実地指導：必要に応じ監査実施)

居宅サービス事業所・介護保険施設	件数	介護予防サービス事業所	件数
訪問介護	28	予防訪問介護	27
訪問入浴介護	6	予防訪問入浴介護	3
訪問看護	55	予防訪問看護	55
訪問リハビリテーション	36	予防訪問リハビリテーション	36
居宅療養管理指導	114	予防居宅療養管理指導	114
通所介護	38	予防通所介護	39
通所リハビリテーション	13	予防通所リハビリテーション	12
短期入所生活介護（ショートステイ）	8	予防短期入所生活介護（ショートステイ）	8
短期入所療養介護（ショートステイ）	10	予防短期入所療養介護（ショートステイ）	10
特定施設入居者生活介護	2	予防特定施設入居者生活介護	2
福祉用具貸与	9	予防福祉用具貸与	8
特定福祉用具販売	7	予防特定福祉用具販売	7
居宅介護支援	37	<b>介護予防サービス小計</b>	<b>321</b>
<b>居宅サービス事業所小計</b>	<b>363</b>		
介護老人福祉施設	6		
介護老人保健施設	8		
介護療養型医療施設	2		
<b>介護保険施設小計</b>	<b>16</b>	<b>合計</b>	<b>700</b>

## ③ 鳥取県介護保険審査会

## ア 概要

市町が行った要介護認定に関する処分に対する不服申立の審理・裁決を行うため、第三者機関として鳥取県介護保険審査会（中部合議体）を当局内に設置している。

## イ 不服申立の手続き

要介護認定に不服があるときは、申請書により当局へ審査請求の申立を行う。

なお、保険料滞納に関する処分など要介護認定に関するもの以外の不服申立については、県本庁に設置されている介護保険審査会で処理する。

## ウ 審査請求状況

平成20年度中の受理件数：2件

平成20年度中の処理件数：1件

## 2 統計調査について

国の委託による社会福祉及び保健の各種統計調査等を実施し、管内の社会福祉及び保健行政推進の基礎資料とする。

調査名	実施予定時期	調査内容等
人口動態統計調査	毎月	出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の人口動態状態を把握する。
地域保健・老人保健事業報告	4～5月	管内における地域住民の健康の保持及び増進を目的とした保健施策の展開等を把握する。
国民生活基礎調査 (世帯票・健康票・介護票) (所得票・貯蓄票)	6月 5日 7月10日	保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について、世帯面から総合的に明らかにする。
第6回世帯動態調査	7月 1日	各世帯の世帯変動の実態及び変化の要因を明らかにするとともに、時系列に精緻なデータを蓄積することにより、世帯推計の精度を高めるための基礎データとする。(5年に1回の調査)
社会福祉施設等調査 介護サービス等施設調査	10月 1日	社会福祉施設等の数、所在者の状況等、施設の構造・設備、運営の実態等を詳細に把握する。
第5回中高年者縦断調査	11月上旬	健康・就業・社会活動について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化及び事象間の関連性を把握する。
第8回21世紀成年者縦断調査	11月上旬	結婚・出産・就業等の実態及び意識の経年変化の状況を把握する。